

寒川総合図書館と文教大学湘南図書館との相互利用に関する申合せ

第1章 総則

(目的)

第1条 この申合せは、寒川総合図書館と文教大学湘南図書館との相互協力を促進することにより、図書館活動の充実及び利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

第2章 図書館資料の相互貸借

(相互貸借)

第2条 寒川総合図書館と文教大学湘南図書館は、利用者の求めに応えるため相互に所蔵資料を貸借(以下「相互貸借」という。)するものとする。

(貸出資料の範囲)

第3条 相互貸借を行う資料の範囲は、貸出館において通常、貸出を認めている範囲のものとする。ただし、貸出館が特に貸出を認めた場合はこの限りではない。

(貸出資料の数)

第4条 相互貸借できる資料の数は、20冊の範囲とする。ただし、貸出館が特に認めたときは、その数を制限し、又は増加することができる。

(貸出期限)

第5条 資料の相互貸借期間は、30日以内とする。ただし、貸出館が必要と認めたときは、その期間を延長し、又は短縮することができる。

2 貸出館は、業務上必要と認めたときは、貸出期間中にかかわらず資料の返還を求めることができる。

(利用の方法)

第6条 相互貸借資料の利用は、原則として館内閲覧とする。

(貸借手続き)

第7条 相互貸借の手続きは、相互貸借申込書の送付(郵送、FAX)又は電子メールによって行う。

(資料の受け渡し)

第8条 相互貸借資料の受け渡しは、直接受け渡すか又は郵送(書留)若しくは宅配便によって行う。なお、郵送による場合は赤で「相互貸借」と表記するものとする。

(借受館の責任)

第9条 借受館が借受資料を亡失又は著しく損傷した場合は、直ちに貸出館へ連絡し、貸出館の定めるところに従うものとする。

(費用の負担)

第10条 相互貸借は無償とする。ただし、貸出の場合は貸出館が、返送の場合は借受館が送料を負担する。

第3章 図書館資料の相互複写

(複写資料の範囲)

第11条 相互複写を行う資料の範囲は、複写をする館において通常複写を認めている範

囲のものとする。ただし、複写をする館が特に複写を認めた場合はこの限りではない。

(複写の依頼)

第12条 複写の依頼は、複写申込書の送付(郵送、FAX)又は電子メールによって行う。

(申込みの制限)

第13条 複写の依頼を受けた館は、複写処理能力を超える申込み又は営利を目的とする申込みがあった場合、その申込みを制限又は謝絶することができる。

(複写の経費)

第14条 複写の経費は、各々の定める料金(内部料金と外部料金が定められている場合は、内部料金とする。)及び送料の合算額とする。

(著作権侵害の責任)

第15条 複写によって生ずる著作権法侵害の責任は、申込者本人が負うものとする。

第4章 寒川町民の文教大学湘南図書館利用

(利用資格)

第16条 利用者は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 寒川町民で満20歳以上の者。ただし、受験生及び営利を目的とする利用者は除く。

(2) 特定の研究主題を持っている者

2 寒川町民の大学生、大学院学生及び大学教員が文教大学湘南図書館を利用する場合は、大学図書館間相互協力に基づき、在籍大学の図書館を通じて利用を申し込むものとする。

(利用の手続き)

第17条 利用の手続きは次の各号による。

(1) 利用希望者は、身分を証明できるものを持参して文教大学湘南図書館に利用申込書を提出する。

(2) 文教大学湘南図書館は、利用希望者に文教大学施設利用証(以下「利用証」という。)を発行する。

(有効期間)

第18条 利用証の有効期間は、発行日から1年間とする。ただし、更新は妨げない。

2 利用証を更新する場合は、改めて利用申込書を提出するものとする。

(利用の範囲)

第19条 利用者が文教大学湘南図書館を利用できる範囲は、次の各号による。

(1) 所蔵資料の館内閲覧。ただし、資料により制限する場合がある。

(2) 所蔵資料の館外貸出。ただし、文教大学教職員及び学生の利用頻度が高い資料は、期間を短縮又は貸出不可とする場合がある。

ア 一般図書(参考図書は除く)の貸出期間及び貸出冊数は、2週間、5冊までとする。

イ 雑誌(新着雑誌は除く)の貸出期間及び貸出冊数は、1週間、3冊までとする。

(3) レファレンス

(4) 資料の取り寄せ

(5) 所蔵資料の複写(有料)。ただし、複写によって生ずる著作権法上の責任は、利

用者本人が負うものとする。

(利用の期間及び時間)

第20条 利用者の利用期間及び時間は、文教大学湘南図書館の開館している期間及び時間内とする。ただし、定期試験期間中など利用を制限又は禁止する場合がある。

(補償の義務)

第21条 利用者が文教大学湘南図書館の資料、備品、施設等に損傷を与えた場合は、その損害に対して補償の義務を負うものとする。万一利用者がその義務を怠った場合には、寒川町が誠意を持って対処するものとする。

(利用の制限)

第22条 文教大学湘南図書館が特に必要と認めた場合は、本協定に基づいて利用を認めた利用者に対し利用上の制限又は利用の取り消しをすることができる。

第5章 文教大学学生、大学院学生、教職員(以下「学生等」という。)の寒川総合図書館利用

(利用許可)

第23条 文教大学学生等が寒川総合図書館の利用を希望した場合は、寒川総合図書館は利用を認めるものとする。

2 前項に基づく利用手続きは、寒川総合図書館の規則に拠るものとする。

(利用の範囲)

第24条 文教大学学生等が寒川総合図書館を利用できる範囲は、寒川総合図書館一般利用者と同等とする。ただし、新規購入リクエストはできないものとする。

第6章 雑則

(窓口)

第25条 この申合せに定める相互協力の事務処理窓口は、寒川総合図書館担当係と文教大学湘南図書館担当係とする。

(協議)

第26条 この申合せに定めのない事項及び疑義が生じた事項については、寒川町図書館と文教大学湘南図書館が協議の上、定めるものとする。

附 則

この申合せは、平成14年10月1日より実施する。

附 則

この申合せは、平成18年11月1日より実施する。